

議案第48号

八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例

八幡浜市手数料徴収条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																		
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 開発行為の許可の申請に対する審査</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 開発行為の許可の申請に対する審査</p>																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為</td> <td rowspan="5">1 件につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>45,000円</u></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>89,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>230,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</td> <td rowspan="5">1 件につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>67,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>280,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 その他の開発行為</td> <td rowspan="5">1 件につき</td> <td>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>89,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>270,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>680,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>900,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料	1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>45,000円</u>	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>89,000円</u>	(略)		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>230,000円</u>	2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>67,000円</u>	(略)		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>280,000円</u>	(略)		3 その他の開発行為	1 件につき	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	<u>89,000円</u>	(略)		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>270,000円</u>	(略)		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>680,000円</u>			開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	<u>900,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為</td> <td rowspan="5">1 件につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>44,000円</u></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>88,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>220,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</td> <td rowspan="5">1 件につき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>66,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>270,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 その他の開発行為</td> <td rowspan="5">1 件につき</td> <td>開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>88,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>260,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>670,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの</td> <td style="text-align: center;"><u>890,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料	1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>44,000円</u>	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>88,000円</u>	(略)		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>220,000円</u>	2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>66,000円</u>	(略)		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>270,000円</u>	(略)		3 その他の開発行為	1 件につき	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	<u>88,000円</u>	(略)		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>260,000円</u>	(略)		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>670,000円</u>			開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	<u>890,000円</u>
区分	単位	手数料																																																																																	
1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)																																																																																	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>45,000円</u>																																																																																
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>89,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>230,000円</u>																																																																																
2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)																																																																																	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>67,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>280,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
3 その他の開発行為	1 件につき	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	<u>89,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>270,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>680,000円</u>																																																																																
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	<u>900,000円</u>																																																																																
区分	単位	手数料																																																																																	
1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)																																																																																	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>44,000円</u>																																																																																
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>88,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>220,000円</u>																																																																																
2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	1 件につき	(略)																																																																																	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>66,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	<u>270,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
3 その他の開発行為	1 件につき	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	<u>88,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>260,000円</u>																																																																																
		(略)																																																																																	
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	<u>670,000円</u>																																																																																
		開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	<u>890,000円</u>																																																																																
<p>(15) 開発行為の変更許可の申請に対する審査（次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>900,000円</u>を超えるときは、その手数料の額は、<u>900,000円</u>とする。）</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	<p>(15) 開発行為の変更許可の申請に対する審査（次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>890,000円</u>を超えるときは、その手数料の額は、<u>890,000円</u>とする。）</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>																																																																																		
<p>(16)～(44) (略)</p>	<p>(16)～(44) (略)</p>																																																																																		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市手数料徴収条例第2条第14号及び第15号の規定は、この条例の施行の日以後における開発行為の許可又は変更許可の申請に対する審査について適用し、同日前における開発行為の許可又は変更許可の申請に対する審査については、なお従前の例による。

### 提案理由

愛媛県手数料条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

